

厚生労働省
東京労働局発表
令和2年8月20日

担
当
東京労働局労働基準部監督課
監督課長 安田 幸次
主任監察監督官 河村 直子
電話 03(3512)1612

東京都内の労働基準監督署における令和元年（平成31年）

の定期監督等の実施結果

～75.5%の事業場に法違反の改善指導を実施～

東京労働局（局長 土田浩史）では、令和元年（平成31年）に管内の18労働基準監督署（支署）が実施した定期監督等（※）の結果について取りまとめましたので、公表します。

【定期監督等の実施結果のポイント】

- 1 定期監督等の実施事業場数：**12,326 事業場**
このうち、**9,308 事業場**（全体の75.5%）で労働基準関係法令違反あり。
- 2 主な違反内容
- (1) 違法な時間外労働があったもの：**3,241 事業場**（26.3%）
- (2) 機械・設備等の危険防止措置に関する安全基準に関する違反があったもの：**2,502 事業場**（20.3%）
- (3) 割増賃金不払があったもの：**2,385 事業場**（19.3%）

労働基準監督署では、労働条件をめぐる問題点を的確に把握しつつ、効果的な定期監督等を実施し、法違反などを確認した場合は是正・改善を指導しています。また、重大・悪質な違反に対しては、送検手続をとるなど厳正に対処します。

※ 定期監督等とは、各種の情報、労働災害の報告などを契機として、労働基準監督官が事業場に対して実施する検査のことです。その際、労務管理や安全衛生の状況を確認し、法令違反などがあれば是正・改善を指導します。